

昭和六十一年度 教育モニター募集

文 部 省

一、趣 旨

政府の文教施策について、広く一般国民から意見、要望等を聞き、文教育の参考とします。

二、仕 事

教育モニターには次の仕事を行っていただきます。

① 文部省がお送りする文書に御意見などを記入し、回答していただきます。(テーマ報告)

② ①以外で、文教行政に対する御意見、御要望などがある場合は随時お送りいただきます。(随時報告)

三、募集人員等

五百人 依頼期間 二年

四、応募資格

教育について関心があり、教育モニターとして仕事に熱意をもっている年齢満二十歳以上の日本国民です。ただし、次の方は応募できません。

① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

② 常勤の国家公務員及び地方公務員(ただし、校長及び教員は応募できません。)

③ 行政相談委員法による行政相談員
④ かつて文部省教育モニターであった者

五、謝礼等

謝礼は、文部省からお願いした「テーマ報告」について御意見を提出していただいた場合は、千五百円をお支払いたします。また、文部広報、その他の広報資料を発行の都度お送りします。

六、申込先

福島市杉妻町二ノ十六(二九六〇)

県教育庁総務課広報係

(TEL) ☎二一〇一―二一〇一

(内線三九一六)

七、申込み締切日

昭和六十一年二月二十二日(土)

(郵送する場合には、二月二十二日の消印有効です。)

八、「教育モニター申込書」用紙の請求

所定の「教育モニター申込書」は、

直接、上記「六、申込先」で受け取るか、又は六十円切手をはった返信用封筒(あて先明記)を同封して請求してください。

九、選考結果

昭和六十一年四月に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。

昭和六十一年度 福島県学生寮入寮者募集開始!

県教委では昭和六十一年度の学生寮の入寮者を左記のように募集します。

一、募集定員

- ・男子寮 一年生 四十名程度
- ・女子寮 一年生 十五名程度

二、応募資格

- ・福島県出身であること
- ・学校教育法による大学に昭和六十一年入学予定であること
- ・父母又はこれに準ずる者が入寮諸経費の負担能力を有すること
- ・確実な身元保証人を有すること
- ・人物及び健康状態が良好で共同生活を営むに適する者であること

三、必要経費

- ・男子寮 入寮寄附金一〇、〇〇〇円
- ・女子寮 入寮寄附金一〇、〇〇〇円
- ・寮使用料 一〇、〇〇〇円(月額)
- ・光熱水費 二、五〇〇円(月額)
- ・食費等 一五、〇〇〇円(月額)
- ・女子寮 入寮寄附金一〇、〇〇〇円
- ・寮使用料 一〇、〇〇〇円(月額)
- ・食費等 一六、四〇〇円(月額)

四、申込み手続き

- 次の申込み用紙を県内高等学校、県教育事務所、県教育庁高等学校教育課で交付をうけて(一)、(二)、(四)に必要事項を記入のうえ現在いる(又は出身の)高等学校長に提出して下さい。

(一) 入寮申込書

- (二) 入寮申込書
- (三) 調査書(大学受験用)
- (四) 健康診断書

五、申込先

- 福島市杉妻町二番十六号(二九六〇)
- 福島県教育庁高等学校教育課内(財団法人) 福島県学生寮事務局あて
- 六、入寮申込み期間等
- ・申込受付期間：六十一年一月十六日～二月二十八日
- ・書類選考：六十一年三月上旬
- ・面接選考：六十一年三月中旬
- ・入寮許可通知： 仮決定 六十一年三月上旬
本決定 六十一年三月中旬
- ・入寮手続期間：六十一年四月一日～同年四月十日

七、所在地

- (男子寮) 〒271 千葉県松戸市大字松戸六三八の四 電話 松戸(〇四七三) 六二一九〇五九
- (上野駅―常磐線松戸駅(徒歩十分)(一二十分)
- (女子寮) 〒151 東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目七二番地九号 電話 東京(〇三) 三七八一―三八四四
- (新宿駅―京王新線幡ヶ谷駅北口下車(徒歩十五分)(一五分)

八、お問い合わせ

- ※ なお詳しくは、教育庁高等学校教育課内の県学生寮事務局までお問い合わせ下さい。

九、お問い合わせ先

- ☎二四五二―二一〇一
- (内線) 三九三三